

いじめ問題解決に向けた学校の組織的な対応手順(例)

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめの情報、いじめと思われる状況の発見

- 養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、複数の教員で情報収集(けが等にも留意)にあたる

管理職等への報告・連絡、事実確認等の対応の決定

- いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う
- いじめの認知は、管理職、生徒指導主事、人権教育主事、学年主任、学級担任等が連携して行うこととし、一人で判断しない

「校内いじめ問題対策委員会」等において必要な調査の実施と方針の決定

- 対策委員会等の方針を受け、職員会議等で全教職員の共通理解を図る
- 加害者、被害者に対する具体的な対応を検討し、保護者との連携・協力を図る
- 学級担任一人に任せることなく、組織として役割分担の明確化を図る

報告

連携

いじめられた児童生徒、保護者への支援

- いじめられた児童生徒を徹底して全力で守りぬく
- いじめられた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる
- 複数教員による家庭訪問を行う
- 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する
- 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する
- スクールカウンセラーの配置等、専門家による継続的な心のケアに取り組む

いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す
- いじめられた児童生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる
- いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める
- 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる
- 児童生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める

教育委員会等への報告と連携

- 市町村教育委員会(県立学校は県教育委員会)への報告と連携
 - ・いじめられた児童生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置を活用
- 県教育委員会への報告と支援の要請〔事務局:学校政策課生徒指導担当〕
 - ・いじめ問題等対策企画員室(県の関係部局によって構成される連携組織)への報告
 - ・阿波っ子スクールサポートチーム会議(県教育委員会、県警察少年サポートセンターを中心とした関係機関による支援)の開催依頼
 - ・学校問題解決支援チーム(医師、臨床心理士、社会福祉士等の専門家による助言・指導)の派遣要請

関係機関への相談・通報

- 警察、こども女性相談センター(児童相談所)、法務局等、関係機関と連携し、適切な対応を図る
 - ・恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る
 - ・生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する
 - ・ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める

継続指導

指導の見直し

いじめの解決

※ いじめの問題に対する取組について、定期的な点検・評価を行い、改善に努める。